



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
10月24日
第660号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

- ※鳥獣保護区の存続期間の更新(自然環境保全課) 1
- ※鳥獣保護区特別保護地区の指定(自然環境保全課) 2
- ※特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境保全課) 2
- 令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課) 6
- 道路区域の変更(道路保全課) 6
- 道路の供用開始(道路保全課) 6

○ 公 告

- 緊急防災工事計画決定公告(耕地課) 7
- 公共測量実施公告(用地事業支援課) 7
- 公共測量終了公告(用地事業支援課) 7
- 一般競争入札の公告(管理課) 7

○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(湖東、湖北) 11

告 示

滋賀県告示第363号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 米原鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 508ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 米原鳥獣保護区は、ミソサザイ、クロツグミ、オオルリ等の森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
 - (3) 管理方針 鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。森林鳥獣の生息地として、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第364号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 今津町鳥獣保護区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 1,138ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 今津町鳥獣保護区は、サンショウクイ、センダイムシクイ、オオルリ等の森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
 - (3) 管理方針 鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。森林鳥獣の生息地として、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第365号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 今津町鳥獣保護区今津町特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 234ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的 今津町鳥獣保護区は、サンショウクイ、センダイムシクイ、オオルリ等の森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしている。鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は石田川上流部に所在する石田川ダムを中心として、鳥獣の生息環境を保全するために必要な場所であり、森林鳥獣にとって良好な生息環境として、特に重要な役割を果たしていると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
 - (3) 管理方針 鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。森林鳥獣の生息地として、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第366号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 水口北東部特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 699ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第367号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 日野町平子特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 67ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第368号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 びわこ文化公園都市特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 625ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第369号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 石山国分特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 124ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第370号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 水口南東部特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 444ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第371号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 信楽下朝宮特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 292ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第372号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 信楽杵原特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 114ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第373号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 信楽紫香楽宮跡特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 105ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第374号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 志賀町大物北特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 90ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第375号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 布施溜池特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 32ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第376号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 彦根市神上沼特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 1ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第377号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 芹川特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 38ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第378号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 多賀特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 69ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第379号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 大門池特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 6ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第380号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 蓮池特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 16ヘクタール
- 4 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第381号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和7年度採用自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和7年10月24日(金)から令和7年11月21日(金)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 令和7年11月26日(水)および27日(木)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和7年11月29日(土)
- 4 試験場の位置および名称 受付時または受験票交付時にお知らせします。

滋賀県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年10月24日から令和7年11月7日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
県道	木部野洲線	野洲市市三宅字伯母塚313番地先から	変更後	最小 17.4m } 最大 42.4m	11.7m	道路改良工事(交差点改良)に伴う道路区域の変更
		野洲市市三宅字伯母塚313番地先まで	変更前	最小 17.4m } 最大 42.4m		

滋賀県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年10月24日から令和7年11月7日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
安食西八目線	犬上郡豊郷町大字安食西字鳥居頭1278番2地先から 犬上郡豊郷町大字安食西字北ノ橋182番1地先まで	令和7.10.24	L=140.0m
木部野洲線	野洲市市三宅字伯母塚313番地先から 野洲市市三宅字伯母塚313番地先まで	令和7.10.27 9時	L=11.7m

公 告

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営木曾池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))に係る緊急防災工事計画を令和7年10月15日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営木曾池地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))緊急防災工事計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課および多賀町役場産業環境課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/346534.html>)でも閲覧することができる。
- 縦覧期間 令和7年10月24日から令和7年11月25日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和7年12月10日までに審査請求をすることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 作業の地域 高島市扨戸
- 作業の期間 令和7年9月18日から令和8年5月22日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 作業の地域 近江八幡市若宮町、馬淵町
- 作業の終了日 令和7年10月6日

一般競争入札の公告

滋賀県の県有施設に係る電気調達業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年10月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 入札に付する事項
 - 調達物品名および数量
 - 危機管理センターほか47施設で使用する電気
 - 予定契約電力 4,620キロワット
 - 総予定使用電力量 9,723,140キロワット時
 - 農業技術振興センター農業大学校(農場)ほか12施設で使用する電気
 - 予定契約電力 1,666キロワット
 - 総予定使用電力量 4,582,580キロワット時
 - 膳所高等学校ほか28施設で使用する電気
 - 予定契約電力 5,206キロワット

- (イ) 総予定使用電力量 7,669,880キロワット時
エ 彦根東高等学校ほか26施設で使用する電気
(ア) 予定契約電力 5,186キロワット
(イ) 総予定使用電力量 7,048,500キロワット時
オ 水産試験場ほか18施設で使用する電気
(ア) 予定契約電力 1,893キロワット
(イ) 総予定使用電力量 10,418,100キロワット時
カ 県本庁舎で使用する電気(電力量の100%が再生可能エネルギー由来の電力であること。)
(ア) 予定契約電力 1,500キロワット
(イ) 総予定使用電力量 2,609,300キロワット時
キ びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気
(ア) 予定契約電力 1,834キロワット
(イ) 総予定使用電力量 3,727,700キロワット時
ク 琵琶湖博物館(本館)ほか1施設で使用する電気
(ア) 予定契約電力 1,329キロワット
(イ) 総予定使用電力量 4,447,400キロワット時
ケ 警察本部庁舎で使用する電気
(ア) 予定契約電力 700キロワット
(イ) 総予定使用電力量 2,476,400キロワット時
コ 文化ゾーンで使用する電気
(ア) 予定契約電力 700キロワット
(イ) 総予定使用電力量 1,166,600キロワット時
なお、アからコまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
(3) 調達期間 令和8年2月計量日の0時から令和9年2月計量日の前日24時まで
(4) 調達場所 入札説明書で示す場所

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
(4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

いずれの者にあっても、入札参加者は、令和7年11月14日(金)17時までに、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を3(3)に示す場所に提出し、競争入札参加資格者名簿に登録されていることの確認を受けなければならない。

この日以後においても、新たに入札に参加する資格を得ようとする者の資格審査の申請を受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
(6) 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。なお、開示方法は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版による)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
(7) 公告日時点で公表されている1キロワット時当たりの二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況ならびに需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組等に関し、入札説明書で示す条件を満たしていること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)

から③までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書(入札説明書で示す別紙様式3)

イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し

ウ 環境配慮状況等証明書(入札説明書で示す別紙様式4)およびその根拠を示す書類

(2) 提出期限 令和7年11月14日(金)17時

(3) 提出場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314 電子メール ka10@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和7年10月24日(金)から令和7年11月25日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、①に示す場所において交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku>)からダウンロードすることができる。

(4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(5) 入札書の受領期間 令和7年11月12日(水)から令和7年11月25日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで。郵送による場合は、書留郵便によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(6) 開札の日時および場所 令和7年11月26日(水)9時 滋賀県大津合同庁舎3階入札室 大津市松本一丁目2番1号

5 入札方法等

(1) 入札執行については、財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

(1) この公告に示した物品を調達することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、財務規則の規定により作成されたそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、封印した入札書および入札金額算定書を4⑤に示す入札書の受領期間内に提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき書面により当該特定調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) この入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は年度をまたいで1年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
- a Electricity used in Shiga Prefecture Crisis Management Center and electricity used in the other 47 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 4,620kW
 - ii. total estimated electrical power : 9,723,140kWh
 - b Electricity used in Agricultural Technology Promotion Center Agricultural College (Farm) and electricity used in the other 12 facilities
 - i. electrical power planned in the contract: 1,666kW
 - ii. total estimated electrical power : 4,582,580kWh
 - c Electricity used in Zeze High School and electricity used in the other 28 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 5,206kW
 - ii. total estimated electrical power : 7,669,880kWh
 - d Electricity used in HikoneHigashi High School and electricity used in the other 26 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 5,186kW
 - ii. total estimated electrical power : 7,048,500kWh
 - e Electricity used in Shiga Prefectural Fisheries Experiment Station and electricity used in the other 18 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 1,893kW
 - ii. total estimated electrical power : 10,418,100kWh
 - f Electricity from renewable sources used at the Shiga Prefectural Office main building must be all of the electricity provided.
 - i. electrical power planned in the contract : 1,500kW
 - ii. total estimated electrical power : 2,609,300kWh
 - g Electricity used in Biwako Boat Race Course and electricity used in the other 1 facility
 - i. electrical power planned in the contract : 1,834kW
 - ii. total estimated electrical power : 3,727,700kWh
 - h Electricity used in Lake Biwa Museum main building and electricity used in the other 1 facility
 - i. electrical power planned in the contract : 1,329kW
 - ii. total estimated electrical power : 4,447,400kWh
 - i Electricity used in Shiga Prefectural Police Headquarters building
 - i. electrical power planned in the contract : 700kW
 - ii. total estimated electrical power : 2,476,400kWh
 - j Electricity used in Biwako Cultural Park
 - i. electrical power planned in the contract : 700kW
 - ii. total estimated electrical power : 1,166,600kWh
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, November 25, 2025
- (3) For further information, contact : Management Division, Finance Management Bureau, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4314 E-mail ka10@pref.shiga.lg.jp

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第11号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年10月24日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ステーション みなもと彦根	彦根市高宮町 2575	株式会社源粹 代表取締役 藤本雄太	東京都江戸川区中葛西3-29-13-303 ファミリー荒井II	訪問看護 介護予防訪問看護	2560290260	令和7.10.20

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第19号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年10月24日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問介護事業所 煌	長浜市中山町 1-28	特定非営利活動法人 煌 代表理事 野一色翔太	長浜市中山町 1-28	訪問介護	2570301784	令和7.9.30

